

令和4年度 小田原市高等学校等奨学生の募集について

小田原市では、経済的理由により高等学校等への修学が困難で、成績が優良な生徒を対象に学資の一部として奨学金を支給します。

1 応募資格 次の要件をすべて満たす方

- 以下の高等学校等のいずれかに在学していること。
 - 高等学校（全日制課程、定時制課程及び通信制課程）
 - 中等教育学校の後期課程（全日制課程、定時制課程及び通信制課程）
 - 高等専門学校の第1学年から第3学年まで
 - 専修学校の高等課程及び一般課程
 - 各種学校のうち高等学校の課程に類する課程及び、国家資格者養成課程
- 小田原市に住所を有すること。

2 対象者 次の要件をすべて満たす方

※下記の2つの要件の該当の有無は教育委員会が審査し決定いたしますので上記の「1 応募資格」に該当する方はどなたでも申請可能です。

※他のあらゆる奨学金を受給していても併用して利用できるようになりました。

- 経済的な理由により高等学校等の修学が困難であること。

※生活保護の高等学校就学費の給付を受けている方は対象外です。
- 品行方正であり、かつ、学業成績が優良であること。
(学習意欲があり今後の向上が期待できる場合を含む。)

<所得制限の目安>この目安は家族の年齢や人数などの状況により異なります。

世帯人数	世帯構成 (参考例)	令和3年中の所得から一定の所得控除を差引後の合計金額 (世帯全体)
2人	父または母・高学生1名	200万円前後
3人	父母・高学生1名	260万円前後
3人	父または母・高学生1名、中学生1名	280万円前後
4人	父母・高学生2名	295万円前後
4人	父母・高学生1名、中学生1名	320万円前後
5人	父母・高校生1名、中学生1名、小学生1名	365万円前後

※国の生活保護基準額と連動しているため、所得制限の目安は変更される場合があります。

※一定の所得控除とは、①社会保険料、②生命保険料、③地震保険料の住民税算出時の控除額をいいます。

※この所得制限を超えていても、今年度保護者の失業・災害・死亡・離別などにより世帯の所得が著しく減少する場合、家庭状況から学資の支弁が困難であると認められる場合には認定できる場合があります。

3 奨学金（給付型）の概要

- 募集人員 100名
- 支給額 年額40,000円
- 支給方法 年1回8月末頃に指定された口座に振込み予定
- 決定及び通知 提出された申請書類により審査を行い、奨学生に決定した方については、8月に応募者に通知します。

※奨学金の振込は振込通知書を発行しませんので、振込の確認は通帳の記帳等により確認してください。

4 申請のしかた

- 申請書類 令和4年4月1日以降市ホームページより様式をダウンロードして頂くか、教育指導課（市役所5階）または県西地域の高等学校等にて取得してください。
- 提出先 在学の学校に提出してください。なお、小田原市教育委員会への学校からの提出受付期間は6月1日（水）から7月8日（金）【必着】までとなっています。

※ 秋内 錦也 6月24日（金）

5 申請書類

- 奨学金支給申請書（様式1）
- 推薦書（様式2）【学校記入】
- 生計を同一にするもの全員の住民票の写し
※申請書の記載例のとおり承諾いただければ省略することができます。
- 令和4年度（令和3年分）の課税証明書または非課税証明書
※申請書の記載例のとおり承諾いただければ省略することができます。満18歳以上の生計同一にする者全員が対象となります。
ただし、下記①から③に該当する方は、必ずご提出ください。
 - 1月2日以降に小田原市に転入された方
 - 小田原市に住所があるが、他市区町村で住民税が課税されている方
 - 主たる生計維持者が市外に単身赴任している場合。
- 委任状及び口座振込依頼書

6 問い合わせ先

〒250-8555 小田原市菟窪 300 番地
小田原市教育委員会 教育指導課（市役所5階） 電話 0465-33-1682（学事係）